

糸満市新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金支給事業 申請要領

【お問合せ先】

糸満市役所社会福祉課福祉総務係（土日祝・年末年始は休み）

TEL:098-994-8242 【受付時間】 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

FAX:098-840-8152

申請期間：令和3年7月1日(木)～令和4年12月31日(土)(消印有効)

※窓口での受付は令和4年12月28日(水)までですのでご注意ください。

◆事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図ること、又は、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげることを目的とする。

◆支給対象世帯

①緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯。

ア、総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/令和4年12月までに借り終わる世帯

イ、総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯

ウ、総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

（令和4年1月以降は、以下のエも対象）

エ、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯/令和4年12月までに借り終わる世帯（再貸付を申請中・利用中の場合を除く）

上記①ア～エのいずれかの世帯に該当した上で、以下②～④のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです。

②申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額が次の㉔収入基準額以下

世帯人数	㉔市町村民税の均等割が 非課税となる収入額の 1/12	㉕生活保護の住宅扶助基準額	㉖収入基準額 (㉔+㉕)
1 人	78,000 円	32,000 円	110,000 円
2 人	115,000 円	38,000 円	153,000 円
3 人	140,000 円	41,000 円	181,000 円
4 人	175,000 円	41,000 円	216,000 円
5 人	209,000 円	41,000 円	250,000 円
6 人	242,000 円	45,000 円	287,000 円
7 人	275,000 円	49,000 円	324,000 円
8 人	308,000 円	49,000 円	357,000 円
9 人	337,000 円	49,000 円	386,000 円

③申請者及び申請者と同一世帯に属する者の所有する預貯金の合計額が、次の金額以下（上記㉔の 6 倍以下。但し、世帯人数が 4 人以上は 100 万円以下）

世帯人数	預貯金
1 人	468,000 円
2 人	690,000 円
3 人	840,000 円
4 人以上	1,000,000 円

④今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと

・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（添付書類として、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しが必要）

又は

・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと（添付書類として受領印が押印された生活保護申請書の写しが必要）。

◆給付額

月額を支給額（１月ごとに支給します）

※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

◆求職活動等要件（※以下の活動が確認できない場合には、支給中止となります）

支給決定後、支給対象者は自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて次に掲げる①～③の求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りではない。

- ① 月1回以上、自立相談支援機関（※注1）の面接等の支援を受けること
- ② 月1回以上（※注2）、公共職業安定所で職業相談等を受けること
- ③ 月1回以上（※注2）、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

（※注1）

【自立相談支援機関への相談・お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「電話による相談対応」としてありますので、つきましては、毎月月末までに申請者ご自身から糸満市くらしのサポートセンターきづきへご連絡の上、相談（支援）をお受け下さい。

自立相談支援機関窓口「糸満市くらしのサポートセンターきづき」

〈相談日〉月曜日～金曜日 8:30～17:15（土日祝・年末年始は休み）

〈住所〉〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地（糸満市役所庁舎内5階）

〈お問い合わせ先〉TEL:098-840-8182 FAX:098-840-8182

(※注2) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、当面の間、回数が月1回に緩和されています。

◆申請について

(1) 申請期間

令和3年7月1日(木)～令和4年12月31日(土) 消印有効

◆提出書類

	名称	備考
①	要件チェックシート	申請書を記入する前に要件及び必要書類一覧を必ずご確認ください。
②	申請書(様式第1号(その1))	手書き又は糸満市のホームページ上に様式を掲載していますので、ご活用下さい。
③	申請時確認書(様式第1号(その2))	必ず内容を確認し、ご署名をお願いします。
④	各添付書類	①「要件チェックシート」の「必要書類一覧」に必要な添付書類が明記されています。

◆提出方法について

申請書の提出方法は原則、下記の宛先へ郵送をお願いします。(12/31 消印有効)

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市役所社会福祉課福祉総務係 宛て

◆申請書提出後の留意点

(1) 申請書受付後、添付書類の確認を行い、支給の可否をお知らせするため、「支給決定通知書」または「不支給通知書」を送付します。口座への入金は3週間前後を要する見込みです。

(2) 申請書及び添付書類で確認事項がある場合には市役所から発信番号「098-994-8242」より確認の電話をしますので、応答または折り返しご連絡いただきますようお願いいたします。

※申請に不備（書類漏れや記入漏れ等）があった場合は、ご連絡がついての対応となるため、入金が遅れる場合がございますのでご注意ください。

※事務局からお電話しても一定期間連絡が取れない場合は、申請書を返送します。

◆相談・申請書確認等について

「支援金支給事業に関する相談」や「提出前の申請書の確認等」をご希望の方は相談窓口を設置しておりますので、下記にお問い合わせの上、ご来所ください。

相談窓口（完全予約制）

【お問合せ先】

糸満市役所社会福祉課福祉総務係（土日祝・年末年始は休み）

TEL:098-994-8242 【受付時間】 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

FAX:098-840-8152

【窓口】 糸満市役所庁舎内1階 社会福祉課11番窓口

【支援金支給事業に関する相談・申請書類等の確認期間】

令和3年7月1日（木）～令和4年12月28日（水）

※お越しの際はマスクの着用をお願いいたします。